

令和6年 7月30日

## 令和5年度の県内児童相談所における児童虐待相談対応状況と 今後の取組について



令和5年度の県内児童相談所における児童虐待相談対応状況がまとまりました。  
相談対応件数は、令和4年度と比較して微増となり、依然として多い状況です。  
県では、引き続き、児童相談所の体制強化、早期発見のための相談窓口の普及、警察等の関係機関との連携強化などに取り組んでいます。

県民の皆様の温かい見守りと躊躇ない通告が児童虐待の早期発見、早期対応を可能にします。

今後とも、児童虐待防止に向けた取組への御理解、御協力をお願いします。

### 1 令和5年度における児童虐待に関する相談対応状況

令和5年度、県内の児童相談所（さいたま市児童相談所を含む。）における児童虐待相談対応件数は、17,472件で、令和4年度（17,213件）に比べて、259件増（+1.5%）となりました。

なお、令和4年度の相談対応件数については、令和6年1月に発出された厚生労働省及びこども家庭庁からの通知に基づき、相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを対応件数から除外する再集計を行いました。令和5年7月に発表した件数から変更が生じていますので御留意ください。

令和5年度の相談対応状況の主な特徴

- ・ 虐待の種別では、「心理的虐待」が62.8%で、前年度に引き続き最も高い割合を占めています。
- ・ 経路別では警察からの通告件数が11,280件で最も多く、通告全体の64.6%を占めます。
- ・ 虐待を受けた児童の42.9%が、0歳から就学前までの「乳幼児」です。
- ・ 主な虐待者は「実母」が49.6%、「実父」が42.3%となっており、両方で91.9%を占めています。

このほか、詳細は別表を御参照ください。

## 2 令和6年度における主な児童虐待防止への取組

### (1) 児童相談所の体制強化

#### ア 虐待対応体制の強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童相談所の職員を31人増員するとともに、ICTを活用した児童相談所の業務効率化の推進により、児童虐待相談対応の充実を図っています。

#### イ 児童相談所の整備

児童相談所の管轄人口の平準化を図り、迅速かつきめの細かい虐待対応を行うため、朝霞市内に県設置8番目の児童相談所（一時保護所併設）を新設します（令和7年度開所予定）。

### (2) 児童虐待相談対応の充実

#### ア SNSを活用した相談窓口の運営

親が抱える子育ての不安や親子関係などの悩み、家族からの虐待に関する子どもの悩みなどをSNSで相談できる窓口（無料）を開設しています。

### (3) 警察や市町村など関係機関との連携強化、民間との協働

#### ア 警察との連携強化

児童相談所に虐待通告があったものについて、児童相談所と警察署間でリアルタイムに全件情報共有できるシステムを運用しています。

#### イ 市町村との連携強化

児童相談所OB（児童福祉司経験者）を市町村に派遣し、相談援助技術の向上を支援するほか、市町村の担当職員に対する専門的研修の実施など、市町村における相談体制強化を支援します。

#### ウ 民間との協働

児童の安全確認体制の強化のため、泣き声通告等のうちリスクが低いと児童相談所が判断したものについて、民間団体に安全確認業務を委託しています。  
令和5年度から、対象児童相談所を3所から全7所に拡充しています。

### (4) 児童虐待防止啓発事業（オレンジリボンキャンペーン）の実施

県が児童虐待防止推進月間として定めた11月を中心に、体罰禁止やこどもの放置の防止等を訴える広報活動等を展開します。

別表 「令和5年度の県内児童相談所の児童虐待に関する相談対応状況について」

○児童虐待相談対応件数について  
 ・令和6年1月に発出された厚生労働省及びこども家庭庁からの通知に基づき、相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを対応件数から除外しています。  
 ・これに伴い、令和5年7月に発表済みの令和4年度の児童虐待相談対応件数についても変更が生じたので、本表には変更後の件数を記載しています。  
 ・表中の割合については、端数処理のため、構成比は必ずしも100%になりません。

1 児童相談所における虐待相談対応件数の推移（さいたま市分を含む）

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	(件)
件数	17,473	16,902	17,606	17,213 18,877	17,472	

※令和元年度～令和3年度及び発表済みの令和4年度の件数(下段)については虐待行為が無いことが確認されたケースを含めて計上しているため参考数値となります。

2 虐待の種類別 (件)

	身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待	計
令和4年度	3,608	2,781	172	10,652	17,213
令和5年度	3,765	2,568	162	10,977	17,472
R5割合 (%)	21.5	14.7	0.9	62.8	100.0

3 経路 (件)

	家族親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童施設	警察	学校等	その他	計
令和4年度	1,171	1,653	187	581	26	1	239	148	11,388	795	1,024	17,213
令和5年度	1,309	1,721	207	649	5	2	225	175	11,280	825	1,074	17,472
R5割合 (%)	7.5	9.9	1.2	3.7	0.03	0.01	1.3	1.0	64.6	4.7	6.1	100.0

4 被虐待児の年齢 (件)

	0～3未満	3～就学前	小学生	中学生	高校生他	計
令和4年度	3,095	4,370	5,747	2,653	1,348	17,213
令和5年度	3,041	4,459	5,996	2,636	1,340	17,472
R5割合 (%)	17.4	25.5	34.3	15.1	7.7	100.0

5 主な虐待者 (件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
令和4年度	7,157	750	8,464	61	781	17,213
令和5年度	7,386	659	8,666	47	714	17,472
R5割合 (%)	42.3	3.8	49.6	0.3	4.1	100.0